

雇用安定・待遇改善の期待を裏切る 労政審建議の撤回を求める

2014年 1月 29日

NPO法人派遣労働ネットワーク(理事長 中野麻美)

◆ 法見直しの課題は何だったのか～「派遣切り」に象徴される労働権侵害と差別をなくす

2008年秋のリーマンショック後1年間に職を失った派遣労働者は14万人、そのうち6万人が契約の中途解除によるものであった。多くの労働者が寮からも追い出され路頭に迷い、年末の「年越派遣村」につながった。そして、2011年の東日本大震災後も派遣切りは繰り返され、派遣労働者の雇用や賃金は悪化の一途をたどってきた。

2012年の派遣法改正では、法目的として「派遣労働者の保護」が明確にされたものの、労働者が安心して生活の基盤を築けるような雇用の安定と差別的な待遇の改善に向けた権利保障には及んでいない。そして、棚上げになった登録型派遣や製造業務派遣の禁止も含め、ILO勧告をふまえた真摯な議論が求められたところである。

◆ 切実な派遣スタッフの声

昨年当法人が行った「派遣スタッフアンケート・2013」によれば、派遣先による違法な事前面接(61%が経験)、細切れ契約(少なくとも40%)、雇止め(31%が経験)、契約業務外の仕事(最低25%が経験)などが横行している。派遣先正社員との格差を是正すべきだと思う人が75%、将来に不安を感じない人が59%、無期雇用への転換を希望する人が68%にのぼっている。

注目すべきは、「正社員として働きたい」人62%に対して、「派遣スタッフを続けたい」人は僅か、21%にすぎず、大幅規制緩和がなされた2004年以降、この傾向が一貫していることである。また労働者派遣では仕事と(家庭)生活の両立を図ることも不可能であることを、52%もの労働者が訴えており、登録型派遣を容認する根拠はもはやなくなった。

◆ 1999年派遣対象業務の原則自由化以上に常用労働者代替を進める建議

しかし、昨年8月末から続けられてきた労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会での派遣法見直し論議では、業界側の意見は専門委員を加えるなどして大いに主張されたが、雇用の安定や均等待遇を求める前記の派遣労働者の切実な声が反映されたとはいえない。

そして、公表された建議の内容は、登録型派遣は「禁止しない」ことを宣言した上で、常用労働者の代替が生じないよう新たな2つの期間制限ルールを設けるとしているが、その具体的な内容を仔細に検討しても、これまで以上に、派遣先が自由に労働者を使い捨てるシステムとして労働者派遣制度を利用し、派遣の拡大と正社員の削減がすすむ懸念を抱かざるを得ない。

◆ 「1. 29建議」の重要な問題点

1) これまでの26業務(期間制限なし)を廃止し、新たに個人単位の期間制限(同一組織単位・同一労働

働者の受入 3 年上限)を設けるとしている。これによって派遣労働者は3年ごとに必ず働く場を変えることになるが、その後の雇用の安定や生活できる待遇が労働者の権利として保障されているわけではない。「専門性の確立された業務」であるがゆえに維持されてきた「業務単位の契約」はこれまで以上にボーダレス化し、細切れの契約期間(最長3年)が終了するに際してその都度競争させられる派遣労働者は、ますます低賃金化に苦しむことになるだろう。

- 2) これまで原則1年(3年までの延長は可)だった受入期間上限を、派遣先事業所単位で3年とするとしているが、それだけで大幅な規制緩和であることに加え、事業所ごとの従業員過半数代表から意見聴取を行えば、その同意がなくともさらに3年の派遣受入を更新できるとしている。これでは、派遣労働者さえ入れ替えれば未来永劫に労働者派遣を利用することができ、常用代替が促進されることは確実である。
- 3) そのうえ建議は派遣受入期間制限の新たな大きな例外を設けている。無期雇用の派遣労働者や60歳以上の高齢者などは、前記の緩和された期間制限さえなく、無期限で派遣労働に従事させられる。無期雇用といえば聞こえはいいが、派遣先の仕事がなくなっても賃金の支払いなど労働契約上の地位や待遇が権利として保障されるのではなければ、結局登録型「有期派遣」と同じである。現状では、その保障はまったく認められていない。
- 4) 派遣労働者のリスクをさらに高める規制緩和策を打ち出しながら、派遣労働者の雇用の安定化や差別的待遇の禁止・均等待遇保障については、きわめて不十分で労働契約上の権利として保障されたものは全くない。
- 5) 2012年10月施行の改正労働者派遣法によって禁止されたばかりの「日雇派遣」の現状を見る限り、その規制は全く機能しておらず、違法・脱法が横行しているが、そうした中で、さらに禁止の例外(年収要件)を緩和しようとしている。このような安易な規制緩和は、今回の法見直しを象徴するものである。

◆ 派遣法の抜本改正を強く求める

ILOは、181号条約(民間職業仲介事業所に関する条約)の規定(様々な差別を禁止する条項も含めて)がすべての労働者に疑問の余地なく適用されることを日本政府に求めている。

NPO法人派遣労働ネットワークは、今回の労政審建議を撤回し、派遣労働者の雇用の安定と権利保障を最優先するため以下の4項目を実現することを強く求める。

1. 派遣労働者の雇用安定へ向けて、正規雇用への架け橋となる制度を確立すること。
2. 派遣労働者であることを理由とする不合理な差別を明確に禁止すること。
3. 派遣先労働者との均等待遇実現に向けて、労働者派遣契約書・派遣労働契約書(ないしは就業規則)に均等待遇を保障する旨の記載を義務づけること。
4. 労働条件保護や団結権の完全保障に向けて、派遣元・派遣先の責任を抜本的に強化すること。

以上

連絡先 : NPO法人・派遣労働ネットワーク
渋谷区代々木 4-29-4 西新宿ミソビル 2F ☎03(5354)6250
ホームページアドレス <http://haken-net.or.jp>